

老人施設部会 特別養護老人ホーム施設長 各位

大阪府社会福祉協議会 老人施設部会  
特養分科会長 辻 晋弥  
制度提言委員長 村本 真吾

## 令和3年度 特別養護老人ホームならびにショートステイ の加算取得状況調査の実施について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定では、LIFEの導入をはじめ、施設運営に様々な影響があったことと存じます。安心・安全な介護サービスの提供を維持するためにも、施設の安定経営が不可欠です。

そのため、介護報酬改定後の加算状況等の現状を把握することを目的として標記調査を行います。調査結果は、関係機関との意見交換や制度に対する要望などの際の根拠資料として活用させていただきます。

つきましては、大変ご多忙のおり恐縮ですが、趣旨等をご理解いただき下記のとおり調査へのご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 調査目的

介護報酬改定後の加算状況等の現状を把握すること。併せて、調査結果を関係機関との意見交換や制度に対する要望などの際の根拠資料として活用するため。

**このため皆様には、必ずご協力いただきますようお願い申し上げます。**

#### 2 調査対象

特別養護老人ホーム（大阪府社協老人施設部会 会員 360 施設）

#### 3 提出期日

令和3年11月30日（火）

#### 4 回答方法

下記 URL よりご回答ください。

<https://ec-9x2f8.eventcreate.net/survey/587>

※回答フォームは記入内容の途中保存ができないため、まずは別紙の調査項目を確認いただいてから、入力されることをおすすめします。

#### 5 調査項目

別紙のとおり

#### 6 集計および集計結果の分析について

本調査の集計作業については、施設情報（個人情報を含む）に関する秘密の保持に関する事項を含めた委託契約を交わしたうえで、(株)日本経営に委託して実施します。集計中に不備等がありましたら、委託先の(株)日本経営よりご連絡が入る場合もございます。予めご了承ください。

#### 7 連絡先

(1) 調査票の内容に関する問合せ

(株)日本経営 介護福祉コンサルティング部 担当：宮本

TEL 06-6868-1161

(2) 上記以外の問合せ

大阪府社会福祉協議会老人施設部会事務局 担当：豆村・在町

TEL 06-6762-9001

入所・入居 加算チェック項目確認用(実際の加算チェックの入力はWEBアンケートより算定している加算取得の有無を入力お願いします。)

算定項目		
イ 介護福祉施設サービス費(1日につき)	(1)介護福祉施設サービス費	(一)介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室> (二)介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>
	(2)経過的小規模介護福祉施設サービス費	(一)経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室> (二)経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	(1)ユニット型介護福祉施設サービス費	(一)ユニット型介護福祉施設サービス費<ユニット型個室> (二)経過のユニット型介護福祉施設サービス費<ユニット型個室の多床室>
	(2)経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費	(一)経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室> (二)経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室の多少室>
外泊時費用		
外泊時在宅サービス利用費用		
ハ 初期加算		
二 再入所時栄養連携加算		
ホ 退所時等相談援助加算	(1)退所前訪問相談援助加算	
	(2)退所後訪問相談援助加算	
	(3)退所時相談援助加算	
	(4)退所前連携加算	
ヘ 栄養マネジメント強化加算		
ト 経口移行加算		
チ 経口維持加算	(1)経口維持加算(Ⅰ)	
	(2)経口維持加算(Ⅱ)	
リ 口腔衛生管理加算	(1)口腔衛生管理加算(Ⅰ)	
	(2)口腔衛生管理加算(Ⅱ)	
ヌ 療養食加算		
ル 配置医師緊急時対応加算	(1)早朝・夜間の場合	
	(2)深夜の場合	
ヲ 看取り介護加算	(1)看取り介護加算(Ⅰ)	(1)死亡日以前31日以上45日以下
		(2)死亡日以前4日以上30日以下
		(3)死亡日以前2日又は3日
		(4)死亡日
	(2)看取り介護加算(Ⅱ)	(1)死亡日以前31日以上45日以下
		(2)死亡日以前4日以上30日以下
		(3)死亡日以前2日又は3日
		(4)死亡日
ワ 在宅復帰支援機能加算		
カ 在宅・入所相互利用加算		
ヨ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	
タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		
レ 褥瘡マネジメント加算	(1)褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	
	(2)褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	
	(3)褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	
ソ 排せつ支援加算	(1)排せつ支援加算(Ⅰ)	
	(2)排せつ支援加算(Ⅱ)	
	(3)排せつ支援加算(Ⅲ)	
	(4)排せつ支援加算(Ⅳ)	
ツ 自立支援促進加算		
ネ 科学的介護推進体制加算	(1)科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	
	(2)科学的介護促進体制加算(Ⅱ)	

入所・入居 加算チェック項目確認用(実際の加算チェックの入力はWEBアンケートより算定している加算取得の有無を入力お願いします。)

算定項目	
ナ 安全対策体制加算	
ラ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
夜勤を行う職員の勤務条件を満たさない場合の減算	
入所者の数が入所定員を超える場合の減算	
介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合の減算	
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合の減算	
身体拘束廃止未実施減算	
安全管理体制未実施減算	
栄養管理の基準を満たさない場合の減算	
日常生活継続支援加算	
看護体制加算(Ⅰ)	
看護体制加算(Ⅱ)	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	
準ユニットケア加算	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	
ADL維持等加算(Ⅰ)	
ADL維持等加算(Ⅱ)	
若年性認知症入所者受入加算	
専従の常勤医師を配置している場合の加算	
精神科医師による療養指導がつき2回以上行われている場合の加算	
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	

記述式

1. 取得してよかった加算とその理由について
2. 取得したが、取得しない方がよかったと思う加算とその理由について
3. 取得したいができない加算とその理由について
4. その他加算に関するご意見

短期入所・入居 加算チェック項目確認用(実際の加算チェックの入力はWEBアンケートより算定している加算取得の有無を入力をお願いします。)

算定項目		
イ 短期入所生活介護費(1日につき)	(1)単独型短期入所生活介護費	(一)単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞ (二)単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞
	(2)併設型短期入所生活介護費	(一)併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞ (二)併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞
ロ ユニット型短期入所生活介護費(1日につき)	(1)単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一)単独型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室＞ (二)経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞
	(2)併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一)併設型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室＞ (二)経過の併設型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞
ハ 療養食加算		
ニ 在宅中重度者受入加算	(1)看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合	
	(2)看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合	
	(3)(1)(2)いずれかの看護体制加算も算定している場合	
	(4)看護体制加算を算定していない場合	
ホ 認知所専門ケア加算	(1)認知所専門ケア加算(Ⅰ)	
	(2)認知所専門ケア加算(Ⅱ)	
ヘ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	
ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合の減算		
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合の減算		
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合の減算		
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合の減算		
共生型短期入所生活介護を行う場合の減算		
生活相談員配置等加算		
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		
専従の機能訓練指導員を配置している場合		
個別機能訓練加算		
看護体制加算(Ⅰ)		
看護体制加算(Ⅱ)		
看護体制加算(Ⅲ)		
看護体制加算(Ⅳ)		
医療連携強化加算		

短期入所・入居 加算チェック項目確認用(実際の加算チェックの入力はWEBアンケートより算定している加算取得の有無を入力お願いします。)

算定項目
夜勤職員配置加算(Ⅰ)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)
夜勤職員配置加算(Ⅲ)
夜勤職員配置加算(Ⅳ)
認知症行動・心理症状緊急対応加算
若年性認知症利用者受入加算
利用者に対して送迎を行う場合の加算
緊急短期入所受入加算
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合の減算

記述式

1. 取得してよかった加算とその理由について
2. 取得したが、取得しない方がよかったと思う加算とその理由について
3. 取得したいができない加算とその理由について
4. その他加算に関するご意見